

令和 6 年 8 月 8 日に発生した日向灘を震源とする地震に伴う 南海トラフ地震臨時情報の発表を踏まえた政府の対応等について

内閣府（防災担当）

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第 18 回）
令和 6 年 9 月 9 日（月）

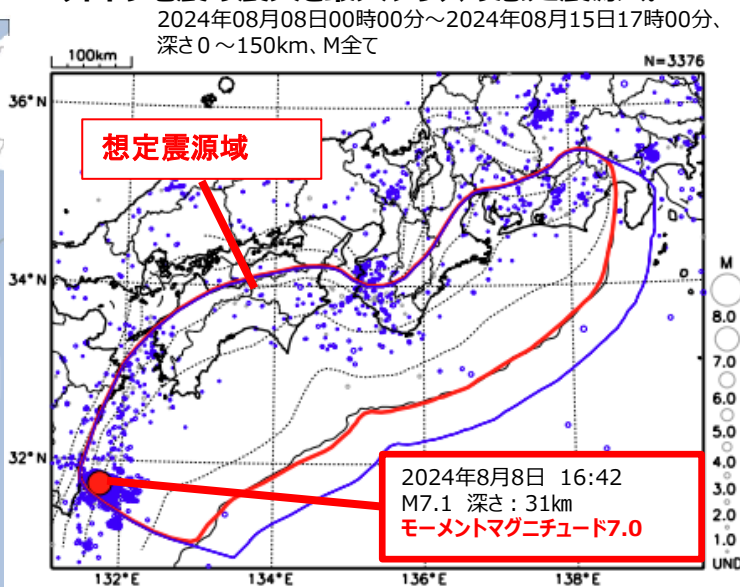
令和6年8月8日の日向灘を震源とする地震の概要

- 2024年8月8日16時42分にマグニチュード7.1（暫定値）、深さ31km（暫定値）の地震が発生し、宮崎県日南市で震度6弱を観測したほか、東海地方から奄美群島にかけて震度5強～1を観測。
- 愛媛県宇和海沿岸、高知県、大分県豊後水道沿岸、宮崎県、鹿児島県東部、種子島・屋久島地方に津波注意報を発表し、警戒を呼びかけ。宮崎港で0.5m、日南市油津で0.4mなど各地で津波を観測。その後、発表していた津波注意報は、8日22時00分までに全て解除。
- また、8月8日17時00分に南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表し、17時30分に南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を開催。南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられたことから、19時15分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表、政府による特別な注意の呼びかけを開始。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後、あらかじめ定めた1週間経過した8月15日17時をもって、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表に伴う政府としての「特別な注意の呼びかけ」を終了。
- 2024年8月15日17時現在、震度1以上を観測した地震が24回（震度6弱：1回、震度5：2回、震度4：5回、震度3：2回、震度2：5回、震度1：16回）発生。

■震度分布図

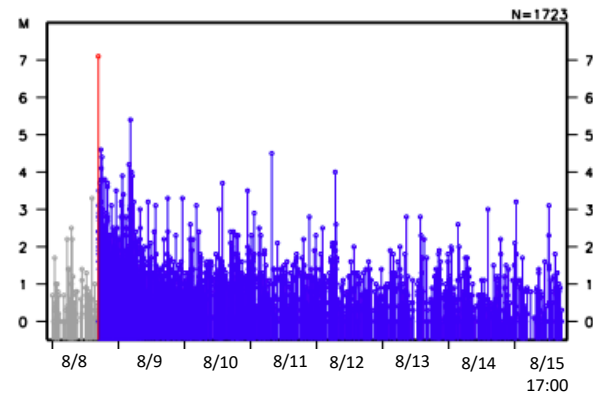


■今回の地震の震央と最大クラスの想定震源域

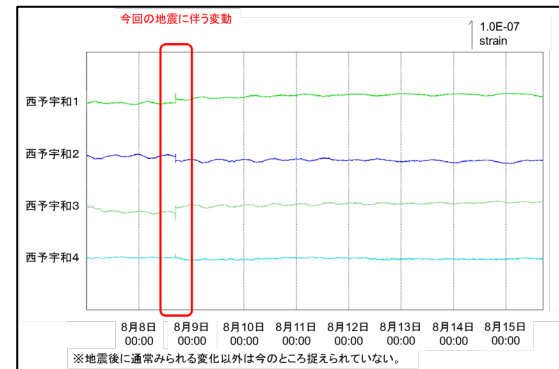


- 赤色：今回の地震
- 青色：今回の地震より後に発生した地震
- 灰色：今回の地震より前に発生した地震
- 赤線：想定震源域
- 青線：南海トラフ地震臨時情報発表に係る地震活動の監視領域
- 黒点線：フィリピン海プレート上面の深さ

■監視領域（青線）内の地震活動経過図



■地殻ひずみ変化



8月8日の日向灘を震源とする地震の被害状況等

- 九州地方で重傷者3名等の人的被害や、全壊1棟、半壊1棟、一部破損77棟の住家被害が発生。
- また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表により、鉄道において、特急列車の運転見合わせや速度を落として運転する路線が生じたほか、各県において、一部のイベント自粛等の動きも見られた。
 - ・一部の海水浴場閉鎖（和歌山県（12箇所）、三重県（5箇所）、宮崎県（5箇所）等）や花火大会の自粛
 - ・各県で宿泊予約のキャンセルが発生 等

■ 人的・住家被害（令和6年8月28日現在）

都道府県名	人的被害		住家被害		
	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部破損
熊本県	1	1			
宮崎県	2	8		1	73
鹿児島県		4	1		4
合 計	3	13	1	1	77

■ ライフライン被害（令和6年8月15日現在）

	復旧状況
電力	九州地方の停電は、8/8に全て復旧
水道	九州地方で断水は、8/10までに全て解消（最大120戸）

■ 災害派遣要請

要請日時	撤収日時	要請元	要請先	活動場所	活動内容
8月9日(月)20時45分	8月10日(土)18時00分	鹿児島県知事	陸上自衛隊 第12普通科連隊長	鹿児島県霧島市	給水支援

政府の対応等①

- 発災後、速やかに緊急参集チームが招集され、総理指示のもと各省連携して初動対応にあたった
- 関係省庁災害対策会議において、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表に伴う、政府としての「特別な注意の呼びかけ」を実施。

< 8月8日(木) >

16:42 地震発生

16:44 緊急参集チーム招集、官邸対策室設置、内閣府災害対策室設置

16:50 総理指示

1. 国民に対し、津波や避難等に関する情報提供を適時的確に行うとともに、住民避難等の被害防止の措置を徹底すること
2. 早急に被害状況を把握すること
3. 地方自治体とも緊密に連携し、人命第一の方針の下、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと

17:00 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表

17:28 官房長官会見

17:30 南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会

17:45 気象庁会見（日向灘の地震について）

19:15 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表
政府としての「特別な注意の呼びかけ」開始

19:32 官房長官会見

19:45 気象庁会見（臨時情報について）

20:00 防災担当大臣からの呼びかけ
（関係省庁災害対策会議）



松村防災担当大臣
（関係省庁災害対策会議）

「特別な注意の呼びかけ」内容

臨時情報発表から一週間、社会経済活動を継続した上で、
・「日頃からの地震への備え※」の再確認
・すぐに逃げられる態勢で就寝、非常持出品の常時携帯、などといった特別な注意について、呼びかけを実施。

※日頃からの地震の備え：家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、非常食など備蓄の確認、ご家族との連絡手段の確認 など

政府の対応等③

府省庁名	南海トラフ地震臨時情報発表時の取組等
内閣官房（内閣広報室）	・首相官邸 X アカウント及び首相官邸HP（共に外国語版を含む）で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容や、関連する政府の取組等を周知（8/8～）
内閣府	・防災担当大臣から関係省庁災害対策会議において、政府の「特別な注意の呼びかけ」を実施（8/8） ・内閣府防災のXアカウントで日頃の備えや政府のよびかけについて情報発信（8/8～随時更新） ・内閣府防災のホームページのトップ画面にバナーを新たに表示（8/9～） 情報の解説や日頃の備えの再確認について資料を提示 ・南海トラフ地震関連解説情報発表 気象庁・内閣府合同の共同取材（8/10～14） ・防災担当大臣から政府としての「特別な注意の呼びかけ終了」に関するぶら下がり会見（8/15）
警察庁	・全国警察に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表を踏まえた態勢の構築について指示（8/9）
消費者庁	・消費者庁 X アカウントにて、自然災害に便乗した住宅修理サービス等への注意喚起を実施（8/9） ・国民生活センター X にて、「大規模地震発生後に便乗する悪質商法についての注意喚起」を実施（8/9）
総務省	・災害対策用移動通信機器について、総合通信基盤局より、関係機関（アイコム・KDDI）に対して、迅速な貸出体制の整備を要請（8/8） ・「重点受援県」（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県）に対して、発災をした場合の受援体制の確認、「被害が想定されない地域」（北海道・東北地方、北陸地方、山陰地方など）については、応援体制の確認、「その他の地域」については、応援体制及び応援体制の両方を確認していただく旨のメールを発出（8/8） ・全都道府県に対して、今後の大規模災害の発生に備えて、改めて、大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握スキームについて確認していただく旨のメールを発出（8/9） ・各指定公共機関（NTT 持株・東西・N コム、携帯4社）に対し、重要通信確保のため、各社が定める防災業務計画及び南海トラフ地震防災対策推進計画に沿って情報の収集を進めるとともに、地震発生時の被害の低減、迅速な応急復旧に必要な措置を講じるよう要請（8/9） ・X、Facebook、Instagram 総務省公式アカウント上で偽・誤情報への注意喚起を実施。プラットフォーム事業者（LINE ヤフー株式会社、グーグル合同会社、Meta（Facebook Japan 株式会社）、X（Twitter Japan 株式会社）の4社）に対し、偽・誤情報に対する利用規約等を踏まえた適正な対応の実施を要請（8/9） ・日本放送協会、日本民間放送連盟、衛星放送協会、日本ケーブルテレビ連盟及び日本コミュニティ放送協会に対し、各社が定める防災業務計画及び南海トラフ地震防災対策推進計画に沿って、情報の収集を進めるとともに、地震発生時の被害の低減、放送の維持・継続、迅速な応急復旧に必要な措置を講じ、併せて国民・視聴者への必要な情報提供への協力を要請。また、偽・誤情報への注意喚起の実施への協力を要請（8/9） ・指定公共機関である日本郵便に対し、南海トラフ基本計画及び南海トラフ推進計画に基づき必要に応じて適切な対応を取るよう連絡を実施（8/9）
消防庁	・南海トラフ地震防災対策推進地域に係る都府県に対し、気象庁や内閣府から発表された内容を周知・伝達するとともに、南海トラフ地震防災対策推進地域に係る市町村への周知を依頼（8/8、8/15） ・都道府県及び消防本部に対し、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランを周知・徹底（8/9）

政府の対応等④

府省庁名	南海トラフ地震臨時情報発表時の取組等
外務省	・省内の即応体制、連絡手段、備蓄品の再確認、駐日外交団防災担当者との連絡手段の再確認を実施（8/9） ・統一の説明ラインを在外公館及び本省地域局及び国際機関所管課室に送付し、外国政府、関係国際機関等の関心に応じ、正確な情報提供を迅速に行うよう指示。特段の反応やアラート発出について情報収集。（8/9）
財務省	・指定公共機関である日本銀行及び輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCS）に対し、後発地震に注意する措置をとるよう連絡。（8/8）
文部科学省・文化庁	・関係教育委員会、公私立大学、全国の国交大学法人に対し、児童生徒等に安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次被害防止を要請（8/8） ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について関係都府県教育委員会等に伝達し、①地震への注意喚起、②政府からの呼びかけ等に応じた防災対応の要請、③被害があった場合の安全確保と被害報告を要請（8/8） ・国指定等文化財については、都道府県文化財行政担当に対し、文化財の被害状況の把握、二次災害を防止するため、応急復旧や立入禁止等の措置を行うなど安全確保を要請。また、地方指定文化財、未指定文化財等については、独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センターとも連携の上、被害状況の把握を実施（8/8）
厚生労働省	・各都道府県に対し、気象庁より南海トラフ地震臨時情報として、「巨大地震注意」が発表されたことを踏まえ、管内の医療施設等への災害警戒に関する注意喚起を行うとともに、非常用自家発電設備の燃料の確保や連絡体制の構築・確認などの注意喚起を依頼（8/9） ・全国の日本 DMAT・DPAT 先遣隊の隊員に対し、巨大地震発生時においては DMAT・DPAT 先遣隊の派遣にすみやかに対応できるよう、自身の所属医療機関における備えに加え、DMAT・DPAT 先遣隊の資機材や人員等の準備・確認を依頼（8/9） ・福祉関係団体に対し、災害警戒に関する注意喚起を行うとともに、非常用自家発電設備の燃料の確保や連絡体制の構築・確認などを依頼（8/9） ・都道府県等に対し、気象庁より南海トラフ地震臨時情報として、「巨大地震注意」が発表されたことを踏まえ、管内の社会福祉施設等への災害警戒に関する注意喚起を行うとともに、非常用自家発電設備の燃料の確保や連絡体制の構築・確認などの注意喚起や都道府県 DWAT 事務局に連絡体制の確認を依頼（8/9） ・各都道府県等に対し、気象庁より南海トラフ地震臨時情報として、「巨大地震注意」が発表されたことを踏まえ、管内の保健所や市町村等へ災害発生に備えて注意喚起を行うとともに、連絡体制の確保、備蓄品の確認及び準備、DHEAT等の人的支援の準備についての確認を依頼（8/9）
農林水産省	・各都道府県等の関係部局への情報提供、注意喚起を行うとともに、連絡体制を確認（8/8） ・農林水産省のXアカウントで、「南海トラフ地震臨時情報」の周知（8/8）、災害時における「家庭備蓄」の周知及び過度な買いだめ防止の呼び掛け（8/9）を実施 ・飲食料品卸売・製造業界団体に「宮崎県日向灘及び神奈川県西部を震源とする地震の発生を受けた飲食料品の安定供給について」を通知し、団体傘下企業に対する飲食料品の安定供給の維持・確保の周知を依頼（8/10）
経済産業省	・流通業界・ホームセンター業界の各団体に対し、団体傘下企業に対する日用品・防災用品等の安定供給の維持・確保の周知を依頼（8/9～11）
資源エネルギー庁	・石油業界の各団体に対し、給油待ち行列等の状況確認を依頼するとともに、石油連盟経由で元売各社に対し、SSの在庫がショートするリスクに留意した体制構築を要請（8/8～）

政府の対応等⑤

府省庁名	南海トラフ地震情報発表時の取組等
国土交通省	・地整・地方運輸局や指定公共機関その他の事業者等に対し、事務連絡等により注意喚起等を実施。 ※下記に事務連絡内容の一例を記載。この他の所管する分野の各取組について、事務連絡等を発出し対応。 ○河川管理者等：津波発生時に操作が必要となる水門や樋門・樋管等の河川管理施設等について、操作体制や操作に必要な資機材を確認すること、イベントの主催者等に対し、施設・設備の点検等、地震への備えを再確認するとともに、施設利用者等が直ちに避難できるよう指導すること 等（8/8） ○道路管理者：道路管理者及び関係機関の情報伝達体制、情報機器及び各種システムの動作確認、道路利用者への情報提供として道路情報板等において周知すること 等（8/8） ○鉄軌道事業者：対応マニュアル等を踏まえ、乗客等の安全確保を最優先にした措置を講じること（8/8） ・道路情報板や駅の電光掲示板、空港内のデジタルサイネージなど施設管理者・事業者により臨時情報の発表を周知（8/8～）
国土地理院	・地殻変動の情報を関係機関に提供するとともに、国土地理院HP及びXアカウントから国民に周知（8/8～）
観光庁	・旅行業協会等に対し、旅行者の安全確保を最優先にした対応をするよう、事務連絡により注意喚起を実施。（8/9）
気象庁	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に関して記者会見を実施（8/8）。翌日以降、南海トラフ地震関連解説情報を毎日発表するとともに報道発表・共同取材を実施（8/9～14）。気象庁のXアカウントで、報道発表等について周知。 ・各地の気象台は、JETT（気象庁防災対応支援チーム）の派遣（のべ46人・日 TEC-FORCEの内数）やホットライン、記者会見等により自治体等に解説を実施（8/8～）
海上保安庁	・国民に向けて、海の安全情報（ウェブサイト・メール）を発信（8/8）
環境省	・都道府県に対し、災害時の連絡体制の確立や災害廃棄物処理計画等の確認など、必要な準備・対応について事務連絡を発出（8/9）
原子力規制庁	・九州電力をはじめ、各電力事業者などに対して、初動対応マニュアルに基づき、南海トラフ臨時情報が発表されたことから、地震・津波に備え、再度、防災体制を確認するよう注意喚起を実施（8/8）
防衛省	・防衛省災害対策室を設置するとともに、防衛大臣指示に基づき関係自治体に連絡員を派遣し、情報収集活動で得られた情報を共有。（8/8） ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表を踏まえた、情報収集活動及び即応態勢の維持を各部隊に徹底。（8/8）

南海トラフ地震臨時情報の導入までの流れ

対策の検討

対策の具体化

2011～2013年

2011年8月～2015年12月
内閣府 南海トラフの巨大地震モデル検討会
最大クラスの地震・津波による震度・津波高などを検討。2012年8月に最大クラスの地震・津波による震度・津波高等を公表。
※その後も、南海トラフ地震による長周期地震動を検討し、2015年12月に長周期地震動を公表

中央防災会議 防災対策推進検討会議

2012年3月～2013年5月
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ
最大クラスの地震・津波への防災対応について検討。2013年5月に報告書を公表

2012年7月～2013年5月
南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会
南海トラフ巨大地震の発生時期の予測可能性に関する科学的知見の収集・整理。2013年5月に報告書を公表

2016～2018年

中央防災会議 防災対策推進検討会議

2016年6月～2017年9月
南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ
地震発生予測可能性に基づきとり得る防災対応の基本的な方向性について検討。2017年9月に報告書を公表。

2016年9月～2017年8月
南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会
南海トラフ巨大地震の発生時期の予測可能性に関する科学的知見の最新の状況についての収集・整理。2017年8月に報告書を公表

2018年3月～2018年12月
南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ
観測評価WGで示された防災対応の基本的な方向性を受けて、具体的な内容や実施のための仕組みを検討。2018年12月に報告書を公表。

2018年10月～2018年12月
防災対応のための南海トラフ沿いの異常な現象に関する評価基準検討部会
防災対応をとるべき現象の基準の検討。2018年12月に報告書を公表。

2019年 検討結果を受けたガイドライン策定、計画の変更

2019年3月公表(2019年5月一部改訂)
南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン(内閣府)【ガイドライン】
地方公共団体や企業が防災対応の計画を策定する際の参考となるガイドライン。3月公表後、5月の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正に合わせて一部改訂。

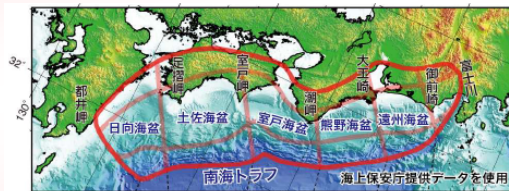
2019年5月31日 南海トラフ地震臨時情報 運用開始

2019年5月31日 中央防災会議決定 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更【基本計画】
異常な現象が観測された際の国の対応等を盛り込んだ修正。

南海トラフ地震臨時情報の概要

南海トラフ地震

- ・駿河湾から日向灘沖までのプレート境界を震源とする大規模地震
- ・概ね100～150年間隔で繰り返し発生
- ・前回の地震発生(1946年)から約80年が経過し、次の地震発生の切迫性が懸念



南海トラフ巨大地震の想定震源域

情報発表に伴う主な対応等

8月8日(木)

- 16:42 日向灘の地震発生
17:30 南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会開催
19:15 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表
19:15 政府による「特別な注意の呼びかけ」開始

8月15日(木)

- 17:00 政府による「特別な注意の呼びかけ」終了

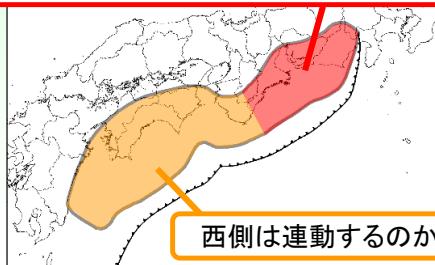
南海トラフ地震臨時情報 南海トラフ沿いで発生した異常な現象を観測した場合等に気象庁が発表

南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価され、南海トラフ地震臨時情報が発表される3つのケース

【M8級の地震発生】

南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生



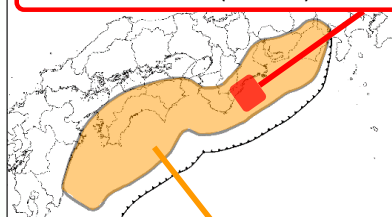
西側は連動するのか？

南海トラフ地震臨時情報
(巨大地震警戒)を発表

【M7級の地震発生】

南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺
においてM7.0以上の地震が発生した場合
(M8.0以上のプレート境界地震の場合を除く)

南海トラフで地震(M7クラス)が発生

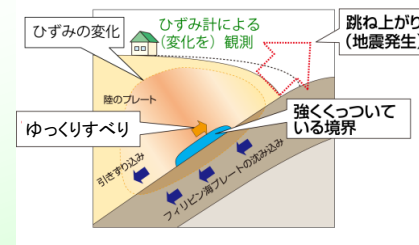


南海トラフの大規模地震の前震か？

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震**注意**）を発表

【ゆっくりすべり発生】

ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合



防災対応

最も警戒する期間は1週間を基本
地震発生後は明らかに避難が完了できない地域の
住民は避難等
その後さらに1週間、M7級の地震発生時の防災
対応を実施。

最も警戒する期間は1週間を基本
必要に応じて自主的に避難を実施することも含め
日頃からの地震への備えを再確認する等、警戒レ
ベルを上げる

最も警戒する期間は、すべりの変化が収まり、
変化していた期間と概ね同程度の期間
日頃からの地震への備えを再確認する等、警戒
レベルを上げる

※Mはモーメントマグニチュードを表す。これは、岩盤のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュードで、その値を求めるには高性能の地震計のデータを使った複雑な計算が必要のため、地震発生直後迅速に計算することは困難である。

臨時情報発表時にとるべき防災対応

地震発生から 最短 2 時間後	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)
(最短) 2 時間程度	- 日頃からの地震への備えの再確認 揺れを感じたら直ぐに避難できる準備 - 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は事前避難 要配慮者を考慮し、事前避難を実施 	- 日頃からの地震への備えの再確認等 揺れを感じたら直ぐに避難できる準備 非常用袋やヘルメットを常時携帯  寝る時は枕元にはきなれた靴を置いておく	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 通学  散歩  通勤 
1 週間 (※)	- 日頃からの地震への備えの再確認等 揺れを感じたら直ぐに避難できる準備	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 通学 通勤 	
2 週間	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		

※ 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要

第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

- 予断を持たずに最悪の被害様相を念頭においた上で、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもって被害の軽減を図ることが重要

第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

南海トラフ
やかに

令和元年5月の南海トラフ地震防災対策推進基本計画変更で
「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方」に係る内容を追加

- ① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生
② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在
③ 時間差において複数の巨大地震が発生する可能性
④ ①～③から、その被害は広域かつ甚大
⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、これまで想定されてきた地震とは全く異なる様相の被害が発生

1. 各般にわたる甚大な被害への対応
2. 津波からの人命の確保
3. 超広域にわたる被害への対応
4. 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避
5. 時間差発生等への対応
6. 外力レベルに応じた対策
7. 戦略的な取組の強化
8. 訓練等を通じた対策手法の高度化
9. 科学的知見の蓄積と活用

第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

第2章の「基本的方針」を踏まえて、以下1～7の施策を実施。併せて、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定

減災目標 (今後10年間)	想定される死者数	約33万2千人	から	概ね8割以上減少
	想定される建築物の全壊棟数	約250万棟	から	概ね5割以上減少

1. 地震対策
①建築物の耐震化 ②火災対策 ③土砂災害・地盤災害・液状化対策 ④ライフライン・インフラ施設の耐震化等
2. 津波対策
①津波に強い地域構造の構築 ②安全で確実な避難の確保
3. 総合的な防災体制
①防災教育・防災訓練の充実 ②ボランティアとの連携 ③総合的な防災力の向上 ④長周期地震動対策
4. 災害発生時の対応に係る事前の備え
①災害対応体制の構築 ②救助・救急対策 ③医療対策 ④消火活動等
⑤緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ⑥食料・水、生活必需品等の物資の調達
⑦燃料の供給対策 ⑧避難者等への対応 ⑨帰宅困難者等への対応 ⑩ライフライン・インフラの復旧対策
⑪保健衛生・防疫対策 ⑫遺体対策 ⑬災害廃棄物の処理対策 ⑭災害情報の収集 ⑮災害情報の提供
⑯社会秩序の確保・安定 ⑰多様な空間の効果的利用の実現 ⑱広域連携・支援体制の確立
5. 被災地内外における混乱の防止
①基幹交通網の確保 ②民間企業等の事業継続性の確保 ③国及び地方公共団体の業務継続性の確保
6. 多様な発生態様への対応
7. 様々な地域的課題への対応
①高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保 ②ゼロメートル地帯の安全確保 ③原子力事業所等の安全確保 ④石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保 ⑤孤立可能性の高い集落への対応
⑥沿岸部における地産産業・物流への被害の防止及び軽減 ⑦文化財の防災対策

第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

発災時には、南海トラフ地震の特徴を踏まえ、以下1～12に留意して災害応急対策を推進

1. 初動体制の確立
2. 迅速な被害情報の把握
3. 被害状況の把握
4. 被害状況の把握
5. 被害状況の把握
6. 被害状況の把握
7. 膨大な傷病者等への医療活動
8. 物資の絶対的な不足への対応
9. 被害状況の把握
10. 被害状況の把握
11. 被害状況の把握
12. 被害状況の把握

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

指定行政機関及び指定公共機関が防災業務計画において、関係都府県・市町村地方防災会議が地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項

1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
〔建築物・構造物等の耐震化、津波防護施設、津波避難ビル等避難場所、避難経路等〕
整備すべき施設について定め、併せて具体的な目標及びその達成期間を定める
2. 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
〔1〕津波からの防護〔防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める〕
〔2〕円滑な避難の確保〔地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関のとりきめ等〕
〔3〕迅速な救助〔消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める〕
3. 関係者との連携協力の確保に関する事項
〔資機材、人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める〕
4. 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項
〔時間差発生等への対応として後発地震へ備える観点から必要な事項を定める〕
5. 防災訓練に関する事項
〔他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める〕
6. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
〔地震・津波の発災時にとるべき行動、備蓄の確保等を含む教育・広報の実施を定める〕
7. 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項
〔国庫負担の嵩上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める〕

第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

推進地域内の関係施設管理者、事業者等が定める「対策計画」に記載すべき事項

1. 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者
〔津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、
・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行う施設を管理・運営する者
・一般旅客運送事業者（鉄道事業者等）
・学校、社会福祉施設を管理・運営する者
・水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者
等〕
2. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
3. 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項
4. 防災訓練に関する事項
5. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

南海トラフ地震防災対策の体系

南海トラフ地震防災対策推進地域等の指定があった場合は、中央防災会議は南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成するとともに、各防災関係機関は、南海トラフ地震防災に係る各種計画を作成

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画

<作成主体>
中央防災会議

南海トラフ地震防災対策推進計画

<作成主体>

指定行政機関、指定公共機関
推進地域内の都府県防災会議
推進地域内の市町村防災会議

津波避難対策
緊急事業計画

<作成主体>

津波避難対策特別強化地域内の
市町村長

南海トラフ地震
防災対策計画

<作成主体>

百貨店等不特定多数の者が出入りする
施設等の管理者・運営者等

津波避難対策特別
強化地域の指定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき各計画において定めるべき事項

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項
 - 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等
 - 災害応急対策をとるべき期間等
 - 避難対策等
 - ア 地域住民等の避難行動等
 - イ 避難所の運営
 - 関係機関のとるべき措置
 - ア 消防機関等の活動
 - イ 警備対策
 - ウ 水道、電気、ガス、通信、放送関係
 - 金融対策
 - 交通
 - 計画主体が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策
 - 計画主体が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策
 - 関係者との連携協力の確保
 - 滞留旅客等に対する措置
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、地方公共団体の災害に関する会議等の設置等
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知
 - 災害応急対策をとるべき期間等
 - 関係機関のとるべき措置
-
- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項
 - 各計画において共通して定める事項
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項
 - 各計画において共通して定める事項
 - ア 災害応急対策をとるべき期間等
 - イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等
 - ウ 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置
 - 個別の計画において定める事項
 - ア 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
 - イ 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
 - ウ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者
 - （ア）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達
 - （イ）運行等に関する措置
 - （ウ）（イ）の結果生ずる滞留旅客等に対する措置
 - 学校、社会福祉施設を管理・運営する者
 - 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係
 - その他の施設又は事業関係
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項
 - 各計画において共通して定める事項
 - ア 災害応急対策をとるべき期間等
 - イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等
 - ウ 関係機関のとるべき措置

内閣総理
大臣指定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画における時間差発生等に関する記載

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項（抜粋）

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

○ 各計画主体は、その有する責務に応じて、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。

○ 周知手段については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。この場合において、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。

○ 各計画主体は、推進地域外の地域住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

○ 各計画主体は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制について推進計画に明示するものとする。

○ 以上の周知を実施するに当たっては、各計画主体は報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

(6) 関係機関のとりべき措置【抜粋】

ア 消防機関等の活動

○ 市町村等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点としてその対策を推進計画に明示するものとする。

- ・ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

イ 警備対策

○ 都府県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点としてその対策を推進計画に明示するものとする。

- ・ 正確な情報の収集及び伝達
- ・ 不法事案等の予防及び取締り
- ・ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

オ 交通

(ウ) 鉄道

○ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応について推進計画に明示するものとする。津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

○ 各計画主体は、その有する責務に応じて、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。

(4) 関係機関のとりべき措置

○ 地方公共団体は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。

○ 各計画主体は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとし、その内容を推進計画に明示するものとする。

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応

- ・平成30年12月に「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討WG」（報告）
- ・平成31年3月に「**南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（令和3年5月一部改定）**」を内閣府（防災担当）が作成・公表
- ・令和元年5月に **国の基本計画に位置づけられ運用開始**

ガイドラインの位置づけ

- ・ 南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合に、**地方公共団体、指定公共機関、企業等が、とるべき防災対応を検討し、あらかじめ計画としてとりまとめるために参考となる事項を記載**
- ・ 南海トラフ地震防災対策推進地域内にある**地方公共団体、指定公共機関、不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する者等が活用すること**を想定
- ・ 突発的な地震発生に備えて対策を進めていくことが基本であるが、国が南海トラフ沿いの地域において地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された旨の情報を発表した場合には、その情報を活用し被害軽減につなげていくことが重要

【ガイドラインの構成】

■ 第1編：共通編

- ・地方公共団体、指定公共機関・特定の企業等に共通する基本的な考え方
- ・国が発表する情報の流れ

■ 第2編：住民編

- ・地方公共団体の検討手順等

■ 第3編：地方公共団体の検討手順等

- ・指定公共機関、特定企業等の検討手順等

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた
防災対応検討ガイドライン
【第1版】

令和3年5月（一部改定）
内閣府（防災担当）

「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた
防災対応検討ガイドライン（第1版）」の概要

令和3年5月（一部改定）

◀左「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（令和3年5月一部改定）」

▲上「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」の概要

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン における防災対応の基本的な考え方

○地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」するという考え方が重要

○日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要

【地震リスクを意識して、個々の状況に応じてより安全な行動を選択する】

- ・ 地震発生の可能性は、平常時より相対的に高まったと評価できることがあるものの、発生時期等を明確にまたは精度高く予測することは困難
- ・ 大規模地震が発生した場合、津波、揺れに伴う建物倒壊・土砂崩壊等、様々な災害リスクがあり、予期せぬ事態は生じて、自宅、勤め先、避難所が完全に安全であるとは限らない
- ・ 大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることを踏まえ、「地震発生可能性」と「防災対応の実施による日常生活や企業活動への影響」のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要

【突発地震に備える】

- ・ リスクが高い地域や施設については、津波から安全に避難できるような施設整備や地域づくり、建物の耐震化に加えて家具や設備の固定化などの事前対策を実施することが重要
- ・ 事前対策を推進することが、地震発生の可能性が高まったと評価された場合の後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保に繋がる

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとることが重要
- 地方公共団体は、同情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要
- 住民は、同情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要

- ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、日頃からの地震への備えを再確認することにより、地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動が図られるようにする必要がある
- ・ 同情報発表時に、日頃からの地震への備えの再確認することに加え、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、津波・土砂災害等の危険性が高い地域や、日頃利用する施設の安全性等をあらかじめ把握し、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つ必要がある

日頃からの地震への備えの再確認の例

- ・避難場所・避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認
- ・非常持出品の確認 など

できるだけ安全な防災行動の例

- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常持出品等）
- ・危険なところにできるだけ近づかない など

※このような防災対応は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）後の最も警戒すべき1週間に限らず、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時等においても同様

- 住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、地方公共団体は必要な情報提供を行う等その検討を促すことが必要
- 南海トラフ推進地域全体としては、住民一人一人が日常生活を行いつつ日頃からの地震への備えの再確認等を行うことが基本となるが、地方公共団体は津波避難が間にあわない地域等の避難のあり方や避難所の確保等を検討する必要

巨大地震警戒対応の検討

住民編（地方公共団体の検討手順等）

○地震への備えの再確認等

- 日頃からの地震への備えの再確認等を中心とした防災対応

○避難対象者及び事前避難対象地域

- 避難対象者の特性に応じて健常者、要配慮者の避難速度を設定
- 津波到達時間の設定
- 避難可能範囲の設定
- 事前避難対象地域の設定

○土砂災害

- 地域の実情に応じて避難のあり方を検討

○住宅の倒壊、地震火災

- 耐震基準を満たしていない住宅の住民は避難をあらかじめ検討
- 地震火災は器具の使用控えによって火災の発生を防止

○避難所の選定及び移動方法

- 避難所の受け入れ人数の把握
- 避難所候補リストの作成
- 避難所の選定
- 避難所が不足する場合の対応
- 避難所への移動方法の検討

○避難所の運営

- 運営体制や運営する際の役割の検討

巨大地震注意対応の検討

○地震への備えの再確認等

- 日頃からの地震への備えの再確認等を中心とした防災対応

- 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することが望ましい
- 住民事前避難地域内での明らかに生命に危険が及ぶ活動等に対しては、それを回避する措置を実施することが必要である

企業編（指定公共機関、特定企業等の検討手順等）

○防災対応検討の前提となる諸条件の確認

- 市町村が指定する事前避難対象地域や南海トラフ地震臨時情報発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、企業活動への影響を想定

○具体的な防災対応の検討

- 前提となる諸条件を踏まえ、既存のBCPを参考に、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する具体的な防災対応について検討

巨大地震警戒対応の検討

○地震への備えの再確認等

- 日頃からの地震への備えの再確認等を中心とした防災対応

○施設及び設備等の点検

- 地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に稼働しないといけない設備等の点検

○従業員等の安全確保

- 事前避難対象地域内に位置する企業等における明らかに生命に危険が及ぶ活動等についての危険回避措置

○個々の状況に応じて実施すべき措置

- 輸送ルート変更等の地震に備えて普段以上に警戒する措置
- 避難先への必要な物資の提供等の地域貢献活動

巨大地震注意対応の検討

○地震への備えの再確認等

- 日頃からの地震への備えの再確認等を中心とした防災対応

○指定公共機関及び指定地方公共機関、並びに特定事業者等が防災対応を検討するにあたって踏まえるべき、個別に定めておくべき事項及び留意事項を記載

項目	計画に記載すべき事項（案）	個別の留意事項
鉄道	○ 鉄道事業者、軌道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応について明示するものとする。津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。	○ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業は広域的な地域間連携や地域交通の維持等重要な役割を担っているため、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応をとるものとする。
学校	○ 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について定めるものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。	○ 事前避難対象地域に位置する学校は、避難勧告等が発令された場合、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業等の適切な対応をとる。
病院	○ 病院や百貨店等については、原則として営業を継続するものとする。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮するものとする。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を明示するものとする。	○ 事前避難対象地域に位置する病院は、避難勧告等が発令された場合、患者等の安全確保のため、病院外での生活が可能な入院患者の引き渡しや、入院患者の転院の準備について検討する。